

京都市告示第128号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年5月14日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
鹿ヶ谷経14号線	左京区若王子町5番地の2地先から 同町11番地の1地先まで	告示の日
山科東野経21号線	山科区東野舞台町48番地の3地先から 同町47番地の4地先まで	同上
山科音羽緯3号線	山科区音羽珍事町57番地の2地先から 同町59番地の1地先まで	同上
太秦経112号線	右京区太秦柵森町18番地の1地先から 同区太秦土本町1番地の5地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)